

# 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて

平成 23 年 6 月 20 日 水道局長決定

最終改定 令和 4 年 12 月 1 日

## 1. 趣旨

水道局と工事請負契約を締結している者（以下「請負人」という。）が、平成 20 年 10 月 17 日付国総建第 197 号・国総建整第 154 号通知に基づく地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）を利用する場合における、神戸市（水道局）工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 5 条第 1 項ただし書きの規定に基づく請負代金債権（以下「債権」という。）譲渡の承諾について、水道局の取扱いを以下のとおり定める。

## 2. 対象となる請負人

債権譲渡の対象となる請負人は、原則として資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下又は常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の建設業者とする。

なお、請負人が共同企業体の場合、全ての構成員が上記の条件を満たす場合に限り対象とする。

## 3. 対象となる工事

債権譲渡の対象となる工事は、対象となる請負人と水道局の間で請負契約を締結した工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

- ① 低入札価格調査手続要綱（平成 8 年 1 月 22 日市長決定）による低入札価格調査を経て契約した工事。
- ② 債務負担行為に係る工事（最終年度で年度内に完了が見込まれるものを除く）。
- ③ 繰越工事及び繰越が見込まれる工事（前年度からの繰越工事で年度内に完了が見込まれるものを除く）。
- ④ 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事。
- ⑤ その他請負人の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な事由があると認められる工事。

ただし、上記のうち②又は③のみに係る工事であつて、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が 1 年未満であるものは債権譲渡の対象工事とする。この場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。

## 4. 債権譲渡の範囲

譲渡される債権は、当該工事が完成した場合においては、契約約款第 29 条第 2 項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、契約約款第 50 条第 1 項の出来形部分等の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

また、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合に譲渡される債権は、変更後のものとする。

## 5. 債権譲渡を承諾する時点

債権譲渡を承諾する時点は、当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。出来高の査定は、月別の工事進捗率など簡易な方法をもって足りることとする。

なお、請負人による出来高報告と、水道局が確認した出来高が異なる場合は、水道局が確認した出来高を採用する。

## 6. 債権譲渡先

債権の譲渡先（以下「債権譲受人」という。）は、(株)建設総合サービス、阪神建設業協同組合又はジェイケー事業協同組合とする。

## 7. 債権譲渡の承諾申請

債権譲渡の承諾申請を行なう場合は、融資制度を利用しようとする請負人（以下「債権譲渡人」という。）と債権譲受人が共同して、以下の書類を水道局経営企画課（以下「経営企画課」という。）に提出することとする。なお、提出は持参に限る。

- ① 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 3通
- ② 発行日から3ヶ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 1通
- ③ 締結前の債権譲渡契約証書の写し 1通

様式は、平成20年10月17日付国総建第197号・国総建整第154号通知に定める様式2を準用することとする。

- ④ 工事履行報告書（様式第2号） 1通
- ⑤ 当該工事の契約保証金が保証保険契約や保証契約で担保されている場合で、保証保険約款等で債権の譲渡について保険会社や保証人の承諾が必要とされているときは、保険会社や保証人の承諾書 1通

なお、申請は、当該工事の工期の末日の2週間前までに行なうものとする。

## 8. 債権譲渡の承諾

債権譲渡を承諾する場合は、提出のあった債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）3通に必要事項を記載し、債権譲渡人及び債権譲受人に各1通を交付する。

債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾を受けた場合、遅滞なく債権譲渡契約を締結するものとする。

## 9. 債権譲渡の不承諾

債権譲渡を承諾しない場合は、債権譲渡不承諾通知書（様式第3号）に不承諾とする理由を付して、債権譲渡人及び債権譲受人に交付する。

## 10. 債権譲渡の通知

債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡契約の締結後1週間以内に連署にて経営企画課に持参により債権譲渡通知書（様式第4号）及び締結後の債権譲渡契約証書の写しを提出することとする。

なお、承諾後、債権譲渡人及び債権譲受人が債権譲渡契約を締結しない場合や、債権譲渡通知書等の提出がない場合は、当該承諾を取り消すことがある。

## 11. 融資時の出来高確認

- (1) 融資制度の実施に当たり当該工事の出来高を確認する必要がある場合、当該出来高確認は原則として債権譲受人が行なうこととする。

- (2) 出来高確認を行なうに当たり当該工事の現場に立ち入る必要がある場合、債権譲受人は、経営企画課に工事出来高確認協力依頼書（様式第5号）を提出するものとする。
- (3) 工事出来高確認協力依頼書の提出があった場合、経営企画課は工事担当課と協議し、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを書面で承認するものとする。

## 1 2. 請負代金の請求

- (1) 債権譲受人は、契約約款に規定する検査等の所定の手続を経て請負代金額が確定した後に、譲り受けた債権に係る支払を請求することができる。なお、債権譲渡人は、債権譲渡後は請負代金を請求することはできない。
- (2) 請求に際しては、工事請負代金請求書（様式第6号）を経営企画課に提出することとする。ただし、工事によっては他の様式による請求書の提出を求めることがある。
- (3) 債権譲渡後、債権譲渡人及び債権譲受人は、中間前払金及び部分払を請求することはできない。

## 1 3. 設計変更等の協議等

当該工事に係る設計変更、工期変更、工事の中止、契約解除その他工事の施工に関する事項等については、水道局と債権譲渡人との間で協議・決定し、債権譲受人は意見や異議を申し立てることはできない。

## 1 4. 契約解除の場合の取扱い

債権譲受人は、債権譲渡後に債権譲渡人の倒産や甲乙の解除権の行使等により当該工事請負契約が解除された場合に、水道局が行なう出来形部分等の査定結果に意見や異議を申し立てることはできない。

また、債権譲受人は、当該工事請負契約により発生する違約金等の計算結果に意見や異議を申し立てることはできない。

## 1 5. 支払計画等の提出等

債権譲渡人は、債権譲受人から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び融資制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲受人に提出し、債権譲受人において確認することとする。

なお、債権譲渡人が倒産した場合の他、当該工事において債権譲渡人と下請負人等との間で支払に関する紛争が生じた場合、債権譲渡人と債権譲受人が責任を持って解決に当たることとする。

## 附 則

- 1 この取扱いは、平成23年6月20日から適用することとし、令和8年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

## 債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

神戸市水道事業管理者 御中

請 負 人  
(債権譲渡人) 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
(債権譲受人) 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

債権譲渡人(以下「甲」という。)が貴殿に対して有する工事請負契約約款(貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付の工事請負契約約款)に基づく下記の工事請負代金債権を、(株)建設総合サービス(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約約款第42条に規定する契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

### 記

#### 1. 対象債権

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 工 期 自 年 月 日  
至 年 月 日 (ただし、工期が変更された場合はその工期による)

(4) ①請負代金額 金 円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

－②前払金額 金 円

－③中間前払金額

及び部分払金額 金 円 (ただし、違約金等が発生した場合はその金額も控除する)

④債権譲渡額 金 円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

2. 融資の実施に当たり必要な出来高査定は乙が行ないます。

3. 当該工事に係る設計変更、工期変更、工事の中止、契約解除その他工事の施工に関する事項等については、貴殿と甲との間で協議・決定し、乙は意見や異議を申し立てません。

また、乙は、当該工事請負契約が解除された場合等に貴殿が行なう出来形部分等の査定結果や、当該工事請負契約により発生する違約金等の計算結果に意見や異議を申し立てません。

4. 債権譲渡の承諾をいただいた後、甲及び乙は、当該工事請負契約に係る中間前払金及び部分払を請求いたしません。

## 債権譲渡承諾書

神水経第 号  
年 月 日

(甲) 御中  
(乙) 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約約款第42条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

### 記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、工事請負契約約款第29条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第50条第1項の出来形部分等の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書1.(4)①及び④の金額は変更後の金額とする。
2. 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、締結後1週間以内に連署にて債権譲渡通知書(様式第4号)及び締結後の債権譲渡契約証書の写しを提出すること。なお、当該承諾にもかかわらず、甲及び乙が債権譲渡契約を締結しない場合や、債権譲渡通知書等の提出がない場合、当該承諾を取り消すことがある。
3. 債権譲渡契約の締結に際し、甲は乙に対して当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認すること。  
甲が倒産した場合の他、当該工事において甲と下請負人等との間で支払に関する紛争が生じた場合、甲と乙が責任を持って解決に当たること。
4. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
5. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行なわないこと。
6. 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行なうこととし、発注者は関与しないこと。

発注者 神戸市中央区橘通3丁目4番2号

神戸市(水道局)

代表者 神戸市水道事業管理者 ○ ○ ○ ○ 印

工事履行報告書

年 月 日

請 負 人  
(債権譲渡人) 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者又は受任者名

工 事 名			
工 期			
出来高調査日			
月 別	予 定 工 程 % ( )は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
○年○月			
○月			
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

(様式第3号)

## 債権譲渡不承諾通知書

神水経第 号  
年 月 日

(甲) 御中  
(乙) 御中

神戸市水道事業管理者 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇年〇〇月〇〇日付で依頼のありました「〇〇〇〇〇工事」に係る債権譲渡の承諾につきましては、下記の理由により承諾できませんので、通知いたします。

記

担当：神戸市水道局経営企画課

## 債権譲渡通知書

年 月 日

神戸市水道事業管理者 御中

請 負 人  
(債権譲渡人) 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
(債権譲受人) 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

年 月 日付でご承諾いただきました債権譲渡人が貴殿に対して有する下記工事請負代金債権について、年 月 日付で(株)建設総合サービスに譲渡いたしましたので、債権譲渡人、債権譲受人連署のうえ通知します。

よって、下記工事請負代金につきまして、今後は(株)建設総合サービスの下記振込口座にお振込下さい。なお、債権譲渡人は債権譲受人に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、債権譲受人はこれを確認しました。

### 記

#### [譲渡債権の表示]

1. 工事名
2. 工事場所
3. 工 期 自 年 月 日  
至 年 月 日 (ただし、工期が変更された場合はその工期による)
4. (1) 請負代金額 金 円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)  
- (2) 前払金額 金 円  
- (3) 中間前払金額  
及び部分払金額 金 円 (ただし、違約金等が発生した場合はその金額も控除する)  
(4) 債権譲渡額 金 円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

#### [振込口座]

1. 金融機関名 ○○銀行△△支店
2. 預金の種別、口座番号 ××預金××××××××
3. 口座名義 (フリガナ)  
××××

#### [添付]

1. 債権譲渡契約証書の写し

工事出来高確認協力依頼書

年 月 日

神戸市水道事業管理者 御中

(債権譲受人) 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

下記工事につきまして、「地域建設業経営強化融資制度」の実施に当たり、同工事の出来高を確認する必要がありますので、工事現場への立入りについてご協力いただきますようお願いいたします。

なお、立入りに際しては、水道局の指示に従うことをお約束いたします。

記

1. 工 事 名

2. 元請負人名

3. 現場立入希望日時 年 月 日 時 分 ～ 時 分

4. 現場立入者職氏名

5. 担当者氏名・連絡先

## 工事請負代金請求書

年 月 日

神戸市水道事業管理者 御中

(債権譲受人) 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

年 月 日付債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり請求します。支払金の受領については、口座振込を依頼します。なお、「振込手数料」を受領金額から控除されて納付することを承認します。

### 記

1. 請求金額 金 円

ただし、〇〇〇〇〇〇工事の代金

(内訳)

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 請負代金額     | ¥ |
| (2) 前払金受領済額   | ¥ |
| (3) 中間前払金受領済額 |   |
| 及び部分払金受領済額    | ¥ |
| (4) 違約金等      | ¥ |
| (5) 今回請求金額    | ¥ |

2. 振込口座

- |                |                |
|----------------|----------------|
| (1) 金融機関名      | 〇〇銀行△△支店       |
| (2) 預金の種別、口座番号 | ××預金××××××××   |
| (3) 口座名義       | (フリガナ)<br>×××× |

3. 担当者氏名・連絡先

(注) 振込口座は、やむを得ない場合を除き債権譲渡通知書(様式第4号)に記載した口座と同一とすること。